

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県警察の組織に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県警察の組織に関する条例(昭和29年静岡県条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 (略) 警察署の名称、位置及び管轄区域			別表 (略) 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
静岡県浜北警察署	浜松市	<u>浜松市浜北区</u>	静岡県浜北警察署	浜松市	<u>浜松市浜名区のうち、寺島、中条、横須賀、高畑、西美蘭、東美蘭、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高蘭、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地、小松、内野、内野台1丁目、内野台2丁目、内野台3丁目、内野台4丁目、平口、染地台1丁目、染地台2丁目、染地台3丁目、染地台4丁目、染地台5丁目、染地台6丁目、上島、中瀬、豊保、於呂、根堅、尾野、宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地、西中瀬1丁目、西中瀬2丁目、西中瀬3丁目</u>
					<u>浜松市中央区のうち、木戸町、相生町、中島町、名塚町、富吉町、天神町、領家1丁目、領家2丁目、領家3丁目、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、中島</u>

			<p><u>浜松市中区のうち、相生町、木戸町、佐藤1丁目、佐藤2丁目、佐藤3丁目、天神町、富吉町、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、中島4丁目、中島町、名塚町、向宿1丁目、向宿2丁目、向宿3丁目、領家1丁目、領家2丁目、領家3丁目</u></p> <p><u>浜松市東区、浜松市南区</u></p>		<p>静岡県浜松東警察署</p>	<p>浜松市</p>	<p><u>4丁目、向宿1丁目、向宿2丁目、向宿3丁目、佐藤1丁目、佐藤2丁目、佐藤3丁目、瓜内町（1番地から1813番地までに限る。）、法枝町（1番地から210番地までを除く。）、植松町、将監町、神立町、西塚町、上西町、丸塚町、上新屋町、宮竹町、大蒲町、子安町、和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町、国吉町、上石田町、市野町、小池町、中田町、原島町、天王町、下石田町、筈井町、筈井上町、筈井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町、常光町、流通元町、中郡町、西ヶ崎町、大島町、大瀬町、積志町、有玉北町、有玉南町、有玉西町、半田町、有玉台1丁目、有玉台2丁目、有玉台3丁目、有玉台4丁目、半田山1丁目、半田山2丁目、半田山3丁目、半田山4丁目、半田山5丁目、半田山6丁目、渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町、下飯田町、頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間</u></p>
--	--	--	--	--	------------------	------------	---

						<u>町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、岬野町、御給町、下江町、富屋町、西町、東町、長田町、河輪町、三新町、江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜1丁目、遠州浜2丁目、遠州浜3丁目、遠州浜4丁目、楊子町、三島町、白羽町、中田島町、寺脇町、福塚町、田尻町、新橋町、堤町、米津町、小沢渡町、倉松町、卸本町、高塚町、増楽町、若林町、東若林町</u>
静岡県浜松中央警察署	浜松市	<u>浜松市中心区（浜松東警察署の管轄する地域を除く。）</u>	静岡県浜松中央警察署	浜松市	<u>浜松市中心区（浜松東警察署、浜松西警察署及び細江警察署の管轄する地域を除く。）</u>	
静岡県浜松西警察署	浜松市	<u>浜松市西区</u>	静岡県浜松西警察署	浜松市	<u>浜松市中心区のうち、西山町、神ヶ谷町、大久保町、神原町、入野町、西鴨江町、志都呂町、伊左地町、佐浜町、大人見町、古人見町、和地町、湖東町、大山町、和光町、深萩町、平松町、呉松町、白洲町、籠山寺町、庄内町、協和町、庄和町、村楡町、篠原町、坪井町、馬郡町、大平台1丁目、大平台2丁目、大平台3丁目、大平台4丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、桜台6丁目、西</u>	



	<p>静岡県浜松東警察署</p>	<p>浜松市</p>	<p>宮竹町、大蒲町、子安町、和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町、国吉町、上石田町、市野町、小池町、中田町、原島町、天王町、下石田町、笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町、常光町、流通元町、中郡町、西ヶ崎町、大島町、大瀬町、積志町、有玉北町、有玉南町、有玉西町、半田町、有玉台1丁目、有玉台2丁目、有玉台3丁目、有玉台4丁目、半田山1丁目、半田山2丁目、半田山3丁目、半田山4丁目、半田山5丁目、半田山6丁目、渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町、下飯田町、頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、兎野町、御給町、下江町、富屋町、西町、東町、長田町、河輪町、三新町、江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜1丁目、遠州浜2丁目、遠州浜3丁目、</p>		<p>静岡県浜松東警察署</p>	<p>浜松市</p>	<p>上新屋町、宮竹町、大蒲町、子安町、和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町、国吉町、上石田町、市野町、小池町、中田町、原島町、天王町、下石田町、笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町、常光町、流通元町、中郡町、西ヶ崎町、大島町、大瀬町、積志町、有玉北町、有玉南町、有玉西町、半田町、有玉台1丁目、有玉台2丁目、有玉台3丁目、有玉台4丁目、半田山1丁目、半田山2丁目、半田山3丁目、半田山4丁目、半田山5丁目、半田山6丁目、渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町、下飯田町、頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、兎野町、御給町、下江町、富屋町、西町、東町、長田町、河輪町、三新町、江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜1丁目、遠州浜2丁</p>	
--	------------------	------------	---	--	------------------	------------	---	--

		遠州浜4丁目、楊子町、三島町、白羽町、中田島町、寺脇町、福塚町、 <u>田尻町</u> 、 <u>新橋町</u> 、 <u>堤町</u> 、 <u>米津町</u> 、 <u>小沢渡町</u> 、 <u>倉松町</u> 、 <u>御本町</u> 、 <u>高塚町</u> 、 <u>増楽町</u> 、 <u>若林町</u> 、 <u>東若林町</u>			目、遠州浜3丁目、遠州浜4丁目、楊子町、三島町、白羽町、中田島町、寺脇町、福塚町
静岡県浜松中央警察署	浜松市	浜松市中央区（浜松東警察署、 <u>浜松西警察署</u> 及び <u>細江警察署</u> の管轄する地域を除く。）	静岡県浜松中央警察署	浜松市	浜松市中央区（浜松東警察署及び <u>浜松西警察署</u> の管轄する地域を除く。）
(略)			(略)		
静岡県細江警察署	浜松市	<u>浜松市中央区のうち、初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町</u> 浜松市浜名区（浜北警察署の管轄する地域を除く。）	静岡県細江警察署	浜松市	浜松市浜名区（浜北警察署の管轄する地域を除く。）
(略)			(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の静岡県警察の組織に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表に規定する管轄区域により当該管轄区域を所管していた警察署の長が行った許可その他の処分でその効力を有するものは、同条の規定による改正後の静岡県警察の組織に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定により当該管轄区域に属していた地域を管轄区域とすることとなった警察署の長が行った許可その他の処分とみなす。
- 第2条の規定の施行の際現に改正前の条例別表に規定する管轄区域により当該管轄区域を所管していた警察署の長に対してされている申請その他の行為は、改正後の条例別表の規定により当該管轄区域に属していた地域を管轄区域とすることとなった警察署の長に対してされた申請その他の行為とみなす。